



子発 0930 第 2 号

令和元年 9 月 30 日

都道府県知事
各指定都市市長殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局長

(公 印 省 略)

令和元年度「里親月間（里親を求める運動）」の実施について

里親制度の推進については、かねてから種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も10月を「里親月間」と定め、里親を求める運動を全国的に展開することといたしますので、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）においては、別添の実施要綱を踏まえ、下記の点に留意しつつ積極的に取組を行うなど、里親委託の一層の推進を図るための特段の御配慮を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 地域の実情に応じた里親制度の普及啓発や里親支援に関する取組の強化について

都道府県等は、里親月間に合わせ、①里親制度の周知と里親登録を呼びかけるポスター、リーフレット等の配布や、テレビ・新聞等による広報活動を実施、②里親経験者による体験発表会や里親制度の説明会等を実施し、新規里親を開拓、③子どもの養育技術を高めるため、里親等に対する研修会を開催するなど、里親委託の推進に関する取組を地域の実情に応じて実施すること。

なお、実施に当たっては、里親担当部局が主体となって、児童相談所、児童福祉施設、里親会、里親支援機関等と密接に連携・協力を得ながら行うこと。

また、これらの取組については、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の国庫補助の対象となり得るので、里親委託推進の観点から積極的な企画・実施をお願いする。

2. 里親の認定及び委託について

都道府県等において、里親の登録・認定業務を行っているところであるが、里親登録・認定の要件については、「里親制度の運営について」（平成14年9月5日付雇児発第0905002号、以下通知という。）等により、「要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること」や、「経済的に困窮していないこと」などを技術的助言として示しているところである。

したがって、里親登録や委託に当たり、一定の年齢に達していることや、共働きであることをもって排除するものではなく、個々の家庭の状況に応じて、通知に定める要件に照らし判断される必要があること。

今後、積極的に里親委託を推進するためには、共働き家庭の増加など今日の社会環境の変化に合わせた対応が必要であり、共働き家庭についても、里親となることを希望し、適切に養育ができると認められる場合には、里親委託を行うようお願いする。

3. 地域の経済団体等への働きかけについて

共働き家庭についても里親委託を推進していくためには、里親となることを希望する者が勤務する企業・事業所の協力が不可欠であるため、都道府県等において、地域の経済団体や企業等に対し積極的に里親制度への理解と協力を依頼するとともに、里親を希望する労働者に対する就業上の配慮について企業等への働きかけをお願いする。

4. 里親委託児童に対する適切な養育に配慮した休暇制度の職員への周知等について

都道府県や市町村の職員の中には、里親となることを希望する職員や、既に児童の委託を受けて里親として養育を行っている職員が勤務されているものと考えられるが、こうした場合には、里親委託児童の養育と職員としての勤務の両立を図ることが課題となる。平成28年の地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等が加わったところであるが、これら制度の周知など、里親委託児童の養育と職員としての勤務の両立について配慮をお願いする。

(別添)

令和元年度「里親月間（里親を求める運動）」実施要綱

1 趣 旨

里親（ファミリーホームを含む。以下同じ。）制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難になった又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度であり、わが国の社会的養護の重要な柱となっている。

養育者が替わらない安定した家庭を基盤とする里親制度は、子どもが基本的信頼感や豊かな生活体験を得ることができ、将来家庭生活を築く上でのモデルとすることなどが期待できることから、家庭での養育が困難又は適当でない場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることを原則（家庭養育優先原則）としている。

本月間は、厚生労働省及び関係団体が主唱し、毎年10月を「里親月間（里親を求める運動）」と定め、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が管内市町村や、児童福祉施設、里親支援機関、各地域の里親会や社会福祉協議会等の関係機関並びに関係団体の協力を得ながら、①地域の実情に応じて里親制度に関する広報活動を展開、②新規里親の開拓を行うなど里親委託を促進、③里親家庭において適切な養育を確保し里親を孤立させることのないよう里親支援の充実を図り、併せて、④里親組織の育成等に取り組むことにより、里親制度の一層の推進を図ることを目的とするものである。

このため、厚生労働省としては、月間期間中、里親制度に関する普及啓発等を重点的に行い、官民を含め社会全体で支援する気運を高めることとしているところであり、地方公共団体や関係団体等においても、これを契機に既存の取組を点検し里親委託推進のための更なる取組を進めるなど、里親委託の飛躍的な拡大に向けて全国的な運動の展開をお願いする。

2 期 間

令和元年10月1日から同月31日までの1か月間とする。

ただし、この運動の効果をあげるため各地の実情に応じて上記期間を変更しても差し支えないものとする。

3 主 唱

厚生労働省、公益財団法人全国里親会、日本ファミリーホーム協議会

4 協 力（予定）

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国児童自立支援施設協議会、全国児童心理治療施設協議会、全国自立援助ホーム協議会、全国児童家庭支援センター協議会、公益財団法人日本財団、全国児童相談所長会、全国民生委員児童委員連合会、全国保育協議会、公益社団法人全国私立保育園連盟、社会福祉法人日本保育協会、公益社団法人日本 PTA 全国協議会、一般財団法人児童健全育成推進財団、全国地域活動連絡協議会、NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会

5 基本的な取組方針

月間期間中、次の基本的な方針により取り組むものとする。取組を進めるに当たっては、これらの取組が効果的なものとなるよう、重点取組期間としての成果目標を設定することが望ましい。

- (1) 里親制度の普及啓発の強化を図り、児童福祉関係機関・施設はもとより病院や学校、企業・事業所、地域住民等への理解を促すことにより、社会全体で里親を支援する気運づくりを行う。
- (2) 新規里親を積極的に開拓するとともに、併せて未委託里親への委託を進めるなど、里親委託数を増加させる。
- (3) 里親等への研修等を充実し、里親の養育技術の一層の向上を図る。
- (4) 児童相談所、里親支援機関、児童家庭支援センター等による里親支援の一層の拡充を図る。
- (5) 里親組織等を育成するとともに、活動の活性化を図る。

（参考）里親月間における厚生労働省の取組

- ① テレビ、新聞、インターネット、雑誌等の広報媒体物を活用し、里親制度の普及を呼びかける広報啓発を実施
- ② 公共交通機関等で里親制度の普及啓発用ポスターの掲示等を行うとともに、ポスター・リーフレットの電子データを都道府県等に送信
- ③ 第64回全国里親大会を全国里親会等との共催により宮城県で開催し、里親及び関係機関等の関係者を対象とした研修を実施
- ④ 都道府県等が地域の実情に応じて里親制度の普及啓発や里親支援に関する様々な取組を行う場合に国庫補助事業（里親養育包括支援（フォスタリング）事業）により支援